

地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3の規定により、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条、第8条第2項、第88条第1項、第108条第1項及び第112条第1項の規定に基づく認可申請に係る標準処理期間を定めたので、次のとおり公表する。

平成28年4月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 公営企業型地方独立行政法人の設立の認可に係る標準処理期間は24日とする。
- 2 公営企業型地方独立行政法人の定款変更の認可に係る標準処理期間は24日とする。
- 3 公営企業型地方独立行政法人の解散の認可に係る標準処理期間は24日とする。
- 4 公営企業型地方独立行政法人の合併の認可に係る標準処理期間は24日とする。
- 5 標準処理期間には土曜日、日曜日及び祝祭日を含まない。